

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する意見

— 現在までの特別部会の審議を踏まえて私立短期大学の立場から —

平成 27 年 11 月 13 日 麻生隆史

## 【新たな高等教育機関の法的位置づけ】

○「新たな高等教育機関」は短期大学と同様に大学体系の中に位置づける場合。

(現行の短期大学制度)

学校教育法の第一条に規定されている大学であり、

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

5 第二項の大学には、学科を置く。

6 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

7 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

8 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

(新たな高等教育機関の例)

学校教育法の第一条に規定されている大学とし、

第〇〇条 大学は第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、実践的な職業に必要な能力を育成することを目的とすることができる。

- ・ 修業年限は二年以上四年以下
- ・ 専門職業大学（仮称）と称する、ただし修業年限が二年又は三年の場合は専門職業短期大学（仮称）と称する。
- ・ 学部を置かない。
- ・ 学科を置く。
- ・ 二年以上修了した者は大学に編入できる。
- ・ 大学院は置くことができない。

(当該設置者が現行の大学院大学や専門職大学の設置を妨げているのではない)

### 【新たな高等教育機関に関する制度上の論点】

- 「新たな高等教育機関」を、教育基本法に則る学校教育法第一条校として位置付けるには、公共性・継続性・国際通用性を考慮し、次に示す条件が必要である。
  - 1 文部科学省認可で所掌局を高等教育局として、「専門職業大学設置基準」(仮称)の設定する。
  - 2 大学設置・学校法人審議会による学校法人寄附行為及び設置認可指針を明確化する(私立)。
  - 3 教育課程等を含む設置の趣旨を明確化する。
  - 4 学生の学習成果およびアドミッション・カリキュラム・ディプロマの3ポリシーの策定と公表を実施する。
  - 5 学習成果を焦点にした内部質保証を検証・査定する自己点検・評価の実施と公表を明確化する。
  - 6 認証評価機関による「機関別評価」と「分野別評価」の実施し、認証評価機関の設立には、現在認証されている評価機関の意見を反映させる。
  - 7 「教育情報」及び「財務情報」の公開と「大学ポートレート」への参画を義務化する。
  - 8 現行の大学と同様に大学としてふさわしい校地・校舎・図書館・体育館等の適正な配置をする。
  - 9 教員は一定数の研究教育業績保持者と実務経験者のバランスをとり、その資格審査基準を明確化する。
  - 10 教授・准教授・専任講師・助教の制度と資格審査基準を明確化する。
  - 11 公認会計士による会計監査と業務監査実施する(私立)。
  - 12 学校法人運営に見識のある役員「理事・監事」の選任する(私立)。
  - 13 「FD活動」と「SD活動」を義務化する。

### 【議論すべき内容と方向性について】

- 「実践的な職業教育」の定義と、その分野の明確化する(芸術・体育・教養等を含む全分野で良いのか)。
- 職業教育と資格取得教育との関係を明確化する。

- 高等専門学校のように大学ではない学校制度も考えられるのではないのか(高等教育のみを行う学校教育法第一条に規定する二年制・四年制高専型学校)。
- 産業界との連携は不可欠であるが、公教育の範疇における公共性の観点から特定の企業のみとの連携は避けるべきである。
- 国際的な認知が得られる職業教育体系の高等教育機関の制度であること (ISCED 国際標準教育分類・米国のカーネギー分類の大学分類)。
- 「専門職業」と「専門職」とは意味が異なるので「専門職業」が相応しい。また、名称に「専門」を付ける必要性があるのか疑問である。
- 企業内実習 (インターンシップ)・演習には適切な教育課程と指導資格を所有した指導員による教育と成績評価が必要である。
- 実践的な職業教育における教養教育 (汎用・専門) のさらなる明確化をする。
- 教育職員免許法と新たな高等教育機関の関係の明確化する。
- 前期・後期課程を置く場合の学習成果の明確化と 3 ポリシーの継続性・一貫性を明確化する。
- 研究教育業績保持者教員の具体的な割合は分野によって設定する。
- 教授の数は基準の 1/3 (短期大学), 1/2 (4 年制大学) との整合性を取る。
- 長期履修制度・学内単位バンク・他の高等教育機関で取得した単位の取り扱いとナンバリング制度の活用のあり方を整理する必要がある。
- 学位の名称は 4 年制の場合、仮称:「専門職業学士 (分野)」表記方法を明確化する。
- 短期大学士相当の学位とは何か? その名称を明確化する。
- 実践的な職業教育における「学習成果の獲得」を明確化する。

### 【短期大学の立場から】

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」は、現在まで短期大学が高い社会的評価を得て行っている幼稚園教諭・保育士・栄養士・看護師・介護人材の養成教育を十分に尊重して認可されるべきである。すなわち、短期大学の職業教育の基盤には「深く専門の学芸を教授研究」することで培われる豊かな教養教育が置かれているからである。

また、実践的職業教育を行う新たな高等教育機関が制度化された場合、既存の学校種の中で特に影響を受けるのは短期大学である。現行の短期大学・大学制度との整合性を十分配慮されることを望む。